（指導調査室）

第十九条　（略）

2　（略）

3　指導調査室に、室長及び公衆衛生監査官十人（うち五人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内を置く。

4　（略）

（予防接種室並びに受動喫煙対策推進官及び保健指導官）

第二十条　健康課に、予防接種室並びに受動喫煙対策推進官及び保健指導官それぞれ一人を置く。

2・3　（略）

4　受動喫煙対策推進官は、命を受けて、受動喫煙の防止のための対策に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

5　（略）

（自立推進・指導監査室及び保護事業室並びに特別医療扶助指導検査官）

第五十九条　保護課に、自立推進・指導監査室及び保護事業室並びに特別医療扶助指導検査官一人を置く。

2～4　（略）

5　保護事業室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　被保護者の自立支援に関する事業の企画及び立案並びに調整に関すること（他局及び地域福祉課の所掌に属するものを除く。）。

二　生活保護法第三十八条第一項に規定する保護施設等及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第三項第八号に規定する事業に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。

6　保護事業室に、室長を置く。

7　（略）

（福祉人材確保対策官及び法人指導監査官）

第六十一条　（略）

2　福祉人材確保対策官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。

一　（略）

二　社会福祉法第八十九条第一項に規定する基本指針の策定に関すること（地域福祉課の所掌に属するものを除く。）。

三～七　（略）

3　（略）

（自立支援振興室及び施設管理室並びに特別自立支援指導官、障害福祉監査官、障害福祉サービス業務監視専門官及び精神保健福祉監査官）

第六十四条　企画課に、自立支援振興室及び施設管理室並びに特別自立支援指導官一人、障害福祉監査官十二人（うち八人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内、障害福祉サービス業務監視専門官一人及び精神保健福祉監査官九人（うち六人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内を置く。

2～9　（略）

（輸入食品監督官）

第百十七条の二　小樽検疫所の食品監視課に、輸入食品監督官一人を置く。

2　輸入食品監督官は、命を受けて、第八十二条の二第二項に規定する事務を行う。

（指導調査室）

第十九条　（略）

2　（略）

3　指導調査室に、室長及び公衆衛生監査官八人（うち三人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内を置く。

4　（略）

（予防接種室及び保健指導官）

第二十条　健康課に、予防接種室及び保健指導官一人を置く。

2・3　（略）

（新設）

4　（略）

（自立推進・指導監査室並びに生活保護制度改革推進官及び特別医療扶助指導検査官）

第五十九条　保護課に、自立推進・指導監査室並びに生活保護制度改革推進官及び特別医療扶助指導検査官それぞれ一人を置く。

2～4　（略）

5　生活保護制度改革推進官は、命を受けて、生活保護に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関することを行う。

6　（新設）

7　（略）

（福祉人材確保対策官及び法人指導監査官）

第六十一条　（略）

2　福祉人材確保対策官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。

一　（略）

二　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十九条第一項に規定する基本指針の策定に関すること（地域福祉課の所掌に属するものを除く。）。

三～七　（略）

3　（略）

（自立支援振興室及び施設管理室並びに特別自立支援指導官、障害福祉監査官、障害福祉サービス業務監視専門官及び精神保健福祉監査官）

第六十四条　企画課に、自立支援振興室及び施設管理室並びに特別自立支援指導官一人、障害福祉監査官十二人（うち八人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内、障害福祉サービス業務監視専門官一人及び精神保健福祉監査官八人（うち五人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内を置く。

2～9　（略）

（新設）